

○財務省告示第百五十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年四月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 野田 佳彦

平成二十三年五月十一日

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十
四回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の
方法 各申込みのうち応募価格の高い
価格競争

八 最 振替 額 単 位
 九 振替 額 単 位

十 一 発 行 行 日
 十 二 発 行 行 日
 十 三 発 行 行 日

五 万 円

振替法の規定による最低額面金額の記載又は記録は、最も低い金額の整数倍の金額によるものとす。

平成二十三年四月十五日
 額面金額の総額× $\frac{2.2}{100} \times \frac{26}{365}$
 額面金額の総額× $\frac{2.2}{100} \times \frac{26}{365}$
 額面金額の総額× $\frac{2.2}{100} \times \frac{26}{365}$

二・二パーセント
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、募入決定の通知を受けた者

に発行時に利息を
 係る所得税を徴する
 のる所得税を徴する
 のる所得税を徴する

$$\frac{2.2}{100} \times \frac{26}{365}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払 者 入 払 元 償 償 後 第
 込 者 札 場 利 還 還 の 二
 期 参 所 金 還 還 期 期
 日 加 支 額 限 子 以

平成二十三年四月十五日
 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 平成二十三年三月二十日
 利子を支払う。
 て、その日以前六月間に属する
 を、支払期とし、各支払期におい
 毎年三月二十日及び九月二十日
 毎、三月二十日及び九月二十日

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{22}{100} \times \frac{1}{2}}$$

規 下 は 期 た 期 平 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の
 定 、 、 が 金 と 成 除 税 外 し は 者 に 額 額 金 によ
 す 次 、 そ が 額 し 二 除 の 国 た 者 又 お た に り つ
 る 号 及 び 第 十六 号 におい て 同 じ 。
 期 日 につ い て 同 じ 。
 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
 た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
 期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
 平 成 二 十 三 年 九 月 二 十 日 を 支 払
 控 除 す る こ と が で き る 。
 得 税 の 税 率 を 乗 じ た 金 額 を
 は 外 国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所
 出 し た 金 額 に 該 非 居 住 者 又
 に は 、 前 記 (一) の 算 式 に よ り
 住 者 又 は 外 国 法 人 等 が 非 居
 時 に お い て 取 得 す る 者 が 非 居
 額 (一) お た し 、 該 国 債 を 発 行
 金 額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金
 額 によ り 算 出 し た 金 額 から 該
 の に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式